

令和元年生駒市議会（第6回）定例会議案

令和元年12月5日

生 駒 市

令和元年生駒市議会（第6回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 14 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 15 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	3～4
議案第 79 号	令和元年度生駒市一般会計補正予算（第5回）	5～27
議案第 80 号	令和元年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第1回）	28～29
議案第 81 号	生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 82 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 83 号	生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 84 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	33～36
議案第 85 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 86 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38～46
議案第 87 号	生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の制定について	47～50
議案第 88 号	生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第 89 号	生駒市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	52～55
議案第 90 号	生駒市体育施設の指定管理者の指定について	56
議案第 91 号	生駒市体育施設の指定管理者の指定について	57
議案第 92 号	金鷲の杜倭苑の指定管理者の指定について	58

議案第 93 号	生駒市教育委員会委員の任命について	59
----------	-------------------	----

報告第 14 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成30年7月3日（火）午後1時30分頃

2 事故発生場所

生駒市本町地内

3 損害賠償額

327,132円

4 事故の概要

道路側溝が破損していたため、土砂が流出したことにより隣接民地内を陥
没させたもの

令和元年10月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定及び和解について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

令和元年10月3日（木）午後4時56分頃

2 事故発生場所

生駒市小明町地内 国道168号線上

3 損害賠償額

65,600円

4 事故の概要

公用車で国道168号線の追越車線を北上中、歩道に停車していた相手方車両が反対側の車線に行くためにUターンしようとした際、公用車左側側面に衝突し、公用車とともに相手方車両も損傷したもの（過失割合 市：20% 相手方：80%）

令和元年11月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和元年度生駒市一般会計補正予算（第5回）

令和元年度生駒市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,556,791千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,632,466	42,316	5,674,782
	1 国庫負担金	4,650,597	18,698	4,669,295
	2 国庫補助金	953,330	23,618	976,948
16 県支出金		2,836,969	2,285	2,839,254
	2 県補助金	716,741	2,285	719,026
19 繰入金		3,033,997	118,840	3,152,837
	1 基金繰入金	3,033,997	118,840	3,152,837
20 繰越金		698,669	74,142	772,811
	1 繰越金	698,669	74,142	772,811
歳 入 合 計		40,319,208	237,583	40,556,791

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		349,086	1,300	350,386
	1 議会費	349,086	1,300	350,386
2 総務費		4,561,173	184,923	4,746,096
	1 総務管理費	3,415,869	171,623	3,587,492
	2 徴税費	637,160	9,200	646,360
	3 戸籍住民基本台帳費	238,932	1,300	240,232
	4 選挙費	224,358	300	224,658
	6 監査委員費	37,682	2,500	40,182
3 民生費		15,573,231	155,058	15,728,289
	1 社会福祉費	6,471,430	23,032	6,494,462
	2 児童福祉費	6,906,146	129,426	7,035,572
	3 生活保護費	1,551,218	2,600	1,553,818
4 衛生費		6,209,789	-31,073	6,178,716
	1 保健衛生費	3,947,818	-15,970	3,931,848
	2 清掃費	2,261,971	-15,103	2,246,868
5 産業経済費		532,793	6,990	539,783
	1 農業費	194,849	6,990	201,839
6 土木費		3,232,260	-2,912	3,229,348

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	233,654	-3,030	230,624
	2 道路橋梁及び河川費	820,204	500	820,704
	3 都市計画費	1,061,376	2,000	1,063,376
	4 住宅費	131,008	-2,382	128,626
7 消防費		1,412,673	2,120	1,414,793
	1 消防費	1,412,673	2,120	1,414,793
8 教育費		5,194,588	-78,823	5,115,765
	1 教育総務費	335,164	-16,060	319,104
	4 幼稚園費	784,918	-37,000	747,918
	5 社会教育費	1,109,512	-15,600	1,093,912
	6 保健体育費	2,272,671	-10,163	2,262,508
歳 出 合 計		40,319,208	237,583	40,556,791

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	橋 梁 予 防 保 全 事 業	3, 0 0 0
		橋 梁 耐 震 化 事 業	5 3, 0 0 0
		道 路 新 設 改 良 事 業	2 0, 0 0 0
		河 川 水 路 改 修 事 業	2, 3 5 6
	都 市 計 画 費	北 部 地 域 整 備 促 進 事 業	1 2, 6 0 0

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
交 通 費 等 助 成 業 務	令和元年度から 令和2年度まで	2 8 5, 0 4 6
東京2020オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	令和2年度	2, 6 2 2

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	4,646,529	18,698	4,665,227	4 児童扶養手当負担金	18,698		
計	4,650,597	18,698	4,669,295				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	231,508	23,618	255,126	2 児童福祉費補助金	23,618	保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金	21,333 2,285
計	953,330	23,618	976,948				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	631,154	2,285	633,439	2 児童福祉費補助金	2,285	子ども・子育て支援交付金	
計	716,741	2,285	719,026				

[単位 千円]

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 職員退職給与基金繰入金	169,904	118,840	288,744	1 職員退職給与基金繰入金	118,840	
計	3,033,997	118,840	3,152,837			

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	698,669	74,142	772,811	1 繰越金	74,142	前年度繰越金
計	698,669	74,142	772,811			

[単位 千円]

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 地 方 債	其 他				
1 議会費	349,086	1,300	350,386			1,300	2 給料 3 職員手当等	1,000 300 人事異動等による 人事異動等による	
計	349,086	1,300	350,386			1,300			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 地 方 債	其 他				
1 一般管理費	1,881,990	160,300	2,042,290		118,840 (繰入) 118,840	41,460	3 職員手当等	160,300 人事異動等による	
5 財産管理費	969,463	-1,195	968,268			-1,195	25 積立金	-1,195 職員退職給与基金	
9 人権施策費	63,888	12,518	76,406			12,518	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	8,300 2,018 2,200 人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による	
計	3,415,869	171,623	3,587,492		118,840	52,783			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国庫支出金	地方債	その他	区分	金額	
1 税務総務費	406,205	9,200	415,405			9,200	2 給料	1,000	人事異動等による
							3 職員手当等	3,200	人事異動等による
							4 共済費	5,000	人事異動等による
計	637,160	9,200	646,360			9,200			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国庫支出金	地方債	その他	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	237,693	1,300	238,993			1,300	3 職員手当等	1,000	人事異動等による
							4 共済費	300	人事異動等による
計	238,932	1,300	240,232			1,300			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国庫支出金	地方債	その他	区分	金額	
1 選挙管理委員会費	33,283	300	33,583			300	4 共済費	300	人事異動等による
計	224,358	300	224,658			300			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	財源 その他	区分	金額	
1 監査委員費	37,682	2,500	40,182			2,500	2 給料	1,000	人事異動等による
							3 職員手当等	1,500	人事異動等による
計	37,682	2,500	40,182			2,500			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	財源 その他	区分	金額	
1 社会福祉総務費	310,244	1,900	312,144			1,900	2 給料	1,000	人事異動等による
							3 職員手当等	900	人事異動等による
2 国民年金費	34,320	-2,300	32,020			-2,300	2 給料	-1,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-1,000	人事異動等による
							4 共済費	-300	人事異動等による
5 後期高齢者医療費	1,445,118	25,432	1,470,550			25,432	19 負担金補助及び交付金	25,432	療養給付費負担金
7 人権文化センター運営費	45,173	-2,000	43,173			-2,000	2 給料	-1,000	人事異動等による
							4 共済費	-1,000	人事異動等による
計	6,471,430	23,032	6,494,462			23,032			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				財 源					
				補正額	財 源	節			
1 児童福祉総務費	2,841,175	50,957	2,892,132	25,903 (国補) 23,618 (県補) 2,285		25,054	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 19 負担金補助及び交付金	7,500 7,400 5,200 30,857 24,000 6,857	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による 私立保育所等施設整備費補助金 病児保育実施補助金
3 保育所費	1,001,408	22,372	1,023,780			22,372	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	5,000 2,372 15,000	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
4 母子父子福祉費	374,838	56,097	430,935	18,698 (国負) 18,698		37,399	20 扶助費	56,097	児童扶養手当
計	6,906,146	129,426	7,035,572	44,601		84,825			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				財 源					
				補正額	財 源	節			
1 生活保護総務費	118,327	2,600	120,927			2,600	2 給料 3 職員手当等	800 1,800	人事異動等による 人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
計	1,551,218	2,600	1,553,818			2,600			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
1 保健衛生総務費	3,005,969	-15,970	2,989,999			-15,970	2 給料	-5,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-2,470	人事異動等による
							4 共済費	-8,500	人事異動等による
計	3,947,818	-15,970	3,931,848			-15,970			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
1 清掃総務費	147,795	-16,500	131,295			-16,500	2 給料	-8,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-1,500	人事異動等による
							4 共済費	-7,000	人事異動等による
3 ごみ処理施設費	827,763	1,397	829,160			1,397	2 給料	600	人事異動等による
							3 職員手当等	797	人事異動等による
計	2,261,971	-15,103	2,246,868			-15,103			

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	財源		区分	金額		
					特定地方債	その他				
										一般財源
1 農業委員会費	35,700	1,484	37,184			1,484	1 報酬	1,484	委員	
2 農業総務費	66,811	1,000	67,811			1,000	3 職員手当等	1,000	人事異動等による	
3 農業振興費	30,421	4,506	34,927			4,506	16 原材料費	3,062	有害鳥獣防除柵用資材	
							19 負担金補助及び交付金	1,444	1,444	有害獣被害防止対策事業等補助金
計	194,849	6,990	201,839			6,990				

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	財源		区分	金額		
					特定地方債	その他				
										一般財源
1 土木総務費	103,726	-2,000	101,726			-2,000	3 職員手当等	-1,500	人事異動等による	
							4 共済費	-500	-500	人事異動等による
2 建築指導費	129,928	-1,030	128,898			-1,030	2 給料	-500	-500	人事異動等による
							3 職員手当等	-530	-530	人事異動等による
計	233,654	-3,030	230,624			-3,030				

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					地方債	その他			
1 道路橋梁総務費	164,185	-4,100	160,085				2 給料	-900	人事異動等による
							3 職員手当等	-1,000	人事異動等による
							4 共済費	-2,200	人事異動等による
3 道路橋梁新設改良費	219,176	4,600	223,776			4,600	2 給料	4,000	人事異動等による
							4 共済費	600	人事異動等による
計	820,204	500	820,704			500			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					地方債	その他			
1 都市計画総務費	153,028	4,000	157,028			4,000	2 給料	2,300	人事異動等による
							3 職員手当等	1,700	人事異動等による
2 公園整備費	666,318	-2,000	664,318			-2,000	3 職員手当等	-500	人事異動等による
							4 共済費	-1,500	人事異動等による
計	1,061,376	2,000	1,063,376			2,000			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
1 住宅事業費	131,008	-2,382	128,626			-2,382	2 給料	-500	人事異動等による
							3 職員手当等	-1,382	人事異動等による
							4 共済費	-500	人事異動等による
計	131,008	-2,382	128,626			-2,382			

[単位 千円]

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
1 常備消防費	1,278,664	2,120	1,280,784			2,120	2 給料	2,000	人事異動等による
							3 職員手当等	120	人事異動等による
計	1,412,673	2,120	1,414,793			2,120			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財 地方債	その他	区分	金額	
1 教育委員会費	314,030	-16,060	297,970			-16,060	2 給料	-7,000	人事異動等による
							3 職員手当等	-2,060	人事異動等による
							4 共済費	-7,000	人事異動等による

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				補正額	財源					
					特定	その他				
計	335,164	-16,060	319,104	国県支	地方	債	その他	-16,060		
(款) 8 教育費 (項) 4 幼稚園費										

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				補正額	財源					
					特定	その他				
1 幼稚園費	778,260	-37,000	741,260	国県支	地方	債	その他	-37,000	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	
計	784,918	-37,000	747,918					-37,000	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				補正額	財源					
					特定	その他				
1 社会教育総務費	143,800	-4,500	139,300	国県支	地方	債	その他	-4,500	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	
3 図書館費	438,228	-11,100	427,128					-11,100	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	
計	582,028	-15,600	566,428					-15,600	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(75) 727		2,922,204	2,768,101	5,690,305	6,729,872	
補正前	(75) 730		2,946,104	2,602,266	5,548,370	6,609,837	
比較	(0) -3		-23,900	165,835	141,935	120,035	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	管理職員特別	地域手当	特殊勤務手当	時間外勤務	休日勤務手当
		(千円)	(千円)	勤務手当(千円)	(千円)	(千円)	手当 (千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	82,854	114,253	2,412	186,572	878	213,003	36,186
	補正前	82,854	114,253	2,412	188,186	878	213,003	36,186
	比較	0	0	0	-1,614	0	0	0

夜間勤務手当	単身赴任手当	通勤手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当
7,685		68,558	39,130	735,800	747,950	532,820
7,685		68,558	39,130	584,000	747,950	517,171
0		0	0	151,800	0	15,649

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	(千円)	説明	備考	
給料	-23,900	給与改定に伴う増減	2,971	給与改定に伴う増加	給与改定の状況 0.1%	
		昇給に伴う増減				
		その他の増減分	-26,871	退職・人事異動等に伴う減少	職員数の異動状況 採用・退職の状況等 727人 730人 -3人 採用者 人 退職者 3人	
職員手当	165,835	制度改正に伴う増減	15,649	支給基準変更に伴う増加	期末手当 千円 勤勉手当 15,649千円	
		その他の増減分	扶養手当	千円	夜間勤務手当	千円
			管理職手当	千円	単身赴任手当	千円
			管理職員特別勤務手当	千円	通勤手当	千円
			地域手当	-1,614	住居手当	千円
			特殊勤務手当	千円	退職手当	千円
			時間外勤務手当	千円	期末手当	千円
			休日勤務手当	千円	勤勉手当	千円
						151,800千円
						千円
			千円			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分						技 能 職
	一 般 職	消 防 職	教 育 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職	
補 正 後	平均給料月額 (円)	328,194	324,151	323,887	324,151	306,935	
	平均給与月額 (円)	398,265	430,299	375,507	430,299	346,049	
	平均年齢 (歳)	43.0	41.4	43.1	41.4	48.2	
補 正 前	平均給料月額 (円)	321,900	322,088	320,655	322,088	304,765	
	平均給与月額 (円)	400,808	419,025	372,154	419,025	349,162	
	平均年齢 (歳)	43.4	41.0	44.1	41.0	47.7	

イ 初任給

区 分	一 般 職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度	
					一 般 行 政 職 (円)	技 能 職 (円)
高 校 卒	150,600	160,100	154,900	166,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	195,500	188,700		182,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教育職		技能職	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	(59)	(11.5)	(16)	(11.9)	(6)	(11.3)	技能職 給料表
	2級	(62)	(12.1)	(20)	(14.9)	(7)	(13.2)	
	3級	(74)	(98.7)	(25)	(18.7)	(11)	(20.8)	
	4級	(110)	(21.4)	(42)	(31.4)	(10)	(18.9)	
	5級	(118)	(23.0)	(9)	(6.7)	(7)	(13.2)	
	6級	(52)	(10.1)	(14)	(10.4)	(4)	(7.5)	
	7級	(1)	(1.3)	(6)	(4.5)	(8)	(15.1)	
	8級	(51)	(9.9)	(2)	(1.5)	()	()	
	計	(47)	(9.1)	()	()	()	()	
		(15)	(2.9)	()	()	()	()	
		(75)	(100.0)	(134)	(100.0)	(53)	(100.0)	
		(514)	(100.0)	()	()	()	()	
	補正前	1級	(61)	(12.1)	(22)	(16.5)	(5)	
2級		(60)	(11.9)	(15)	(11.3)	(6)	(10.5)	
3級		(62)	(100.0)	(23)	(17.3)	(15)	(26.3)	
4級		(99)	(19.6)	()	()	()	()	
5級		(120)	(23.7)	(45)	(33.8)	(7)	(12.3)	
6級		(48)	(9.5)	(7)	(5.3)	(12)	(21.0)	
7級		(54)	(10.7)	(14)	(10.5)	(5)	(8.8)	
8級		(47)	(9.3)	(4)	(3.0)	(7)	(12.3)	
計		(16)	(3.2)	(3)	(2.3)	()	()	
		(62)	(100.0)	(133)	(100.0)	(57)	(100.0)	
		(505)	(100.0)	()	()	()	()	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員	主事	主任	係長級	主幹	課長補佐級	課長級	部長級
	技術員	技師						

工昇給

区	分	合計	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
補正後	職員数 (A)	727	514	134	53	26
	昇給に係る職員数(B)	611	429	123	39	20
	2号給					
	4号給	611	429	123	39	20
	6号給					
補正前	比率 (B)/(A)	84.0	83.5	91.8	73.6	76.9
	職員数 (A)	730	512	134	57	27
	昇給に係る職員数(B)	534	375	97	40	22
	2号給					
	4号給	534	375	97	40	22
補正前	6号給					
	8号給					
	比率 (B)/(A)	73.2	73.2	72.4	70.2	81.5

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175) (2.225)	(1.175) (2.275)	(2.35) (4.50)	有	
補正前	(1.175) (2.225)	(1.175) (2.225)	(2.35) (4.45)	有	
国の制度	(1.175) (2.225)	(1.175) (2.275)	(2.35) (4.50)	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	727
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	0.2	0.0	0.1	2.8	0.1
支給対象職員の比率 (%)	(%)	11.4	1.2	24.6	77.4	11.5
代表的な特殊勤務手当の名称		訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同	じ	
住居手当	同	じ	
通勤手当	一部異なる		自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の自転車以外の交通用具使用者は300円減額

令和元年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成31年度生駒市下水道事業特別会計予算は、令和元年度生駒市下水道事業特別会計予算とし、令和元年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 繰越明許費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	130,000

議案第 81 号

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例

生駒市自治基本条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条（見出しを含む。）中「20 歳」を「18 歳」に改める。

第 10 条第 3 項中「法律等」を「法令」に改める。

第 12 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 24 条及び第 36 条第 1 項第 1 号中「法律等」を「法令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条（見出しを含む。）の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項第 5 号中「交通政策」を「交通安全」に改め、同項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条地域活力創生部の項中第 4 号を削り、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 情報化の推進に関する事。

(3) 低炭素まちづくり及び SDGs 未来都市の推進に関する事。

第 2 条建設部の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 公共交通に関する事。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例

(生駒市監査委員条例の一部改正)

第1条 生駒市監査委員条例(平成3年7月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(生駒市水道事業の設置等に関する条例及び生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(1) 生駒市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第1号)第5条

(2) 生駒市病院事業の設置等に関する条例(平成21年6月生駒市条例第23号)第6条

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 84 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一
部を改正する条例

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平
成20年9月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.
5」に改める。

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」
に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11
月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第8条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改め

る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（以下「改正後の水道事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当又は給与の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第3条の規定による改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与条例

の規定による給与、改正後の教育長給与等条例の規定による給与又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 85 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項中「投票立会人の立会時間」を「投票管理者の職務時間又は投
票立会人の立会時間」に、「当該投票立会人」を「当該投票管理者又は当該投票
立会人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

附則第23項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

(月額)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		再任	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
用職 員以 外の 職員	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	

23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		

75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					

	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

附則第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（附則第23項の改正規定を除く。）による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（附則第5項の改正規定を除く。）による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月生駒市条例第34号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第4項及び第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第4項及び第5項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第8条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を

借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第8条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第8条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第8条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成29年改正条例の一部改正）

7 平成29年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例

情報の取得又は利用、意思の表示やコミュニケーションは、日常生活又は社会生活を営む上で欠かすことができないものであり、これらの手段として、言語は、知識の蓄積を可能とし、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、障がいのある人は、生活や相互理解を深めるために必要なコミュニケーション等が困難な場合があり、不安や不便を感じている人も少なくない。中でも、ろう者は、手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現し、コミュニケーション等を図る手段である手話を、長年、言語として認めてもらうことができず、また利用できる環境が十分に整備されてこなかったことから、不安や不便を感じながら生活してきた。

こうした中、平成18年に国際連合の総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は広く言語として認められ、さらに障がいの特性に応じたコミュニケーション等の手段を選択できる

環境の整備が求められるようになったが、全国的にこれらの理解や整備が十分に進んでいない状況にある。

このことから、手話が言語であることの普及並びに障がいの特性に応じた情報の取得又は利用、意思の表示やコミュニケーションの手段の理解及び利用の促進を図ることにより、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であること（以下「手話言語」という。）の普及並びに多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進についての基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じた情報の取得又は利用、意思の表示及びコミュニケーションの手段をいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は

社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(4) コミュニケーション支援者 手話通訳、要約筆記、点訳、音訳（朗読を含む。）その他の障がいのある人の情報の取得又は利用、意思の表示及びコミュニケーションの支援を行う者をいう。

(5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及は、手話が音声言語とは別の独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるものとの認識を基本として行われなければならない。

2 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合うこと。

(2) 多様なコミュニケーション手段を利用する者が有するコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者その他の障がいのある人が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備等に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策
- (2) ろう者その他の障がいのある人が、多様なコミュニケーション手段を選択することができ、かつ、利用しやすい環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する計画において、前項の施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 88 号

生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所の設置等に関する条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表中「180人」を「200人」に、「60人」を「88人」に、「
210人」を「255人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

生駒市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第 1 条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域及び処理人口は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する事業計画において定めるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業

の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

（会計事務の処理）

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

（業務状況説明書類の作成）

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(生駒市特別会計設置条例の一部改正)

2 生駒市特別会計設置条例（昭和39年4月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、生駒市の特定の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を当該目的のために設置する。

公共施設整備基金特別会計 公共施設整備寄附金及び公共施設整備基金から生ずる収益金の取扱事業

第2条中「前条各号に掲げる」を「前条の」に、「各事業収入」を「事業収

入」に、「各基金」を「基金」に、「各事業費」を「事業費」に改める。

第3条中「第1条各号に掲げる」を「第1条の」に改める。

(生駒市特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正前の生駒市特別会計設置条例の規定による生駒市下水道事業特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

イモ山公園グラウンド、イモ山公園テニスコート、イモ山公園プール、生駒市北大和体育館、生駒市北大和野球場、生駒市北大和グラウンド、生駒市総合公園体育館、生駒市総合公園グラウンド、生駒市総合公園テニスコート、生駒市総合公園相撲場、滝寺公園テニスコート、滝寺公園プール、生駒市健民グラウンド、生駒市健民テニスコート、生駒市市民体育館、生駒市武道館、むかひやま公園体育館、むかひやま公園グラウンド、むかひやま公園テニスコート、生駒市小平尾南体育館、生駒市小平尾南少年グラウンド

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人生駒市体育協会

生駒市門前町9番20号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人生駒市体育協会

生駒市門前町9番20号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

金鷄の杜倭苑の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

金鷄の杜 倭苑

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日経サービス 奈良支店

奈良市三条大路一丁目10番-20-201号

- 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 93 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 神 澤 創

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 伊 藤 智 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 坪 井 美 佐

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 古 島 尚 弥

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史